

## 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金申請要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、原油・物価等の高騰による影響を受ける中小企業者等を支援することで中小企業経営の安定を図るため、予算の範囲内において牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を申請するための手続きについて牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及び牟岐町補助金交付規則（昭和60年規則第3号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

### (申請期間)

第2条 本補助金の申請期間は、令和4年11月30日までとする。

### (申請書類の準備)

第3条 補助金交付申請書に必要な事項は、下記のとおり取り扱うものとする。

#### (1) 共通

- ・申請書（様式第1号）
- ・費用計算書（別紙1）
- ・誓約書（別紙2）
- ・その他町長が必要と認める書類

#### (2) 法人・個人

##### ①確定申告書類等

②光熱水費及び車両費（ただし、個人消費のものは認めない。）の分かる資料

③ 振込先口座の通帳の写し

④本人確認書類の写し

⑤その他町長が必要と認める書類

##### ①確定申告書類等

直近の事業年度の分で、下記全ての書類

- ・確定申告書別表一の控え（写）
- ・法人事業概況説明書の控え オモテ面及びウラ面（写）
- ・決算書の減価償却費欄に記載されている車両費が確認できる資料

※ただし、町外に本店がある法人・個人は、町内事業所のみを対象とする。

※ただし、確定申告書別表一の控えには收受日付印が押されていること。電子申告の場合は受信通知の写しを添付のこと。

※收受日日付印又は受信通知のいずれも存在しない場合には、税理士による押印及び署名がなされた、直近の事業年度の分の確定申告で申告した又は申告予定日の月次の光熱水費及び車両費を証明する書類を提出することで代替することができます。

## ②光熱水費及び車両費（ただし、個人消費のものは認めない。）の分かる資料

仕入れ台帳、帳面その他、事業年度の確定申告の基礎となる書類を原則とします。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、光熱水費及び車両費を記載したほかの書類によることも認めます。

様式の指定はありません。ただし、光熱水費及び車両費であることが確認できる資料をご提出ください。（令和4年●月と明確に記載されている等）

（例）

- ・経理ソフトから抽出した光熱水費及び車両費データ
- ・エクセルで作成した光熱水費及び車両費データ
- ・手書きの帳簿のコピー 等

## ③振込先口座の通帳の写し

銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの

- ・法人名義の口座の通帳の写し（法人の代表者名義も可）

通帳を開いた1・2ページ目等

- ・電子通帳の画面コピー

紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等

## ◎ 証拠書類及び算定に関する特例（法人・個人）

### (A) 申請書と証拠書類の法人名が異なる場合

社名変更により現在の法人名と添付書類の法人名が異なる場合にも、法人番号に変更の場合は、同一法人とみなし、下記全ての書類を添付し通常と同様に申請してください。

- ・履歴事項全部証明書

### (B) 令和3年中分の確定申告の義務がない、その他相当の理由により提出できない場合

町民税・県民税の申告をしている場合、事業を実施しているのか確認できな

いため、課税台帳の写し（牟岐町税務会計課）の証明を添付してください。

・課税台帳の写し

(C) 事業継続期間が1年未満の場合

事業継続期間が1年未満の場合、下記全ての書類を確定申告書類の代替書類として添付し、他申請書類と合わせて申請してください。

- ・履歴事項全部証明書
- ・創業日から申請日までの光熱水費及び車両費がわかるもの（帳簿など確定申告の基礎となる書類）

④本人確認証の写し

本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)

- ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替え可能）
- ・個人番号カード（オモテ面のみ）

※通知カードで本人確認はできません

- ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が得別永住者のものに限る）（両面）
- ・障害者手帳

なお、住所・氏名・顔写真が記載されていない場合は、下記のように2種類の書類にて代替えすることができます。

- ・住民票（※）及び各種健康保険証（両面）の両方  
（※）…公共料金の請求書や郵便物等でも可

⑤その他町長が必要と認める書類

申請にあたり、確認の必要がある場合は、必要な書類の提出をもとめる場合があります。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業者が事業経営のため要した光熱水費（ガス、電気、水道、灯油）、車両費

(ガソリン、軽油)とする。ただし、事業経費として確定申告に計上されるものに限る。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、直近の事業年度における光熱水費の額及び車両費の額に補助率を乗じて得た額（小数点は切り捨てる）を加えた額とする。

2 補助金の上限は86,000円とする。

3 補助率は次のとおりとする。

(1) 光熱水費 0.21

(2) 車両費 0.17

4 事業継続期間が1年未満の場合は、事業開始から令和4年9月分までの補助対象経費を事業継続月数で除し、12月を乗じて得た額（小数点は切り捨てる）に補助率を乗じて補助金の額（小数点は切り捨てる）とする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

⑩

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業

2 申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 費用計算書 (別紙 1)
- (2) 誓約書 (別紙 2)
- (3) 補助金請求書 (様式第 4 号)

様式第 4 号

補助金請求書

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所  
氏 名

印

右の金額を 請求します。	請求 金額	¥	円
-----------------	----------	---	---

摘 要	
補 助 事 業 名	牟岐町中小企業者等原油・物価高騰緊急対策事業
補 助 指 令 金 額	
補 助 指 令 番 号	
補 助 指 令 年 月 日	
補 助 金 額	既 受 領 額
	今 回 請 求 額
	残 額
請 求 区 分	1 精算 2 概算 3 前金

口座振込先
金融機関名 ( ) 店舗名 ( )
預金種別 ( 1 普通 2 当座 )
口座番号 ( )
口座名義 (カタカナ書き)
( )